

「補足」

大分県エネルギー産業企業会エコエネルギーチャレンジ支援事業費
補助金申請にかかる設計書又は見積書の添付について

大分県エネルギー産業企業会エコエネルギーチャレンジ支援事業費補助金の申請については、補助金の適正な執行を図るため、下記のことについて、留意願います。

記

1 補助金交付要綱の第2-1号様式、又は第2-2号様式「3. 補助対象経費等」の項目で、1件が80万円を超える項目がある場合は、補助金の適正な執行を図るため、設計書又は見積書により積算内容が確認できる書類を添付してください。

なお、積算根拠が見積書のみによる場合は、以下の点に留意してください。

- 見積書は、同一の項目に対して複数の見積書を添付することとし、そのうちの一つは、当該項目について、大分県の入札参加資格又は国あるいは大分県以外の地方公共団体の入札参加資格を取得している事業者が作成した見積書とすること。
- 特殊機械の納入等、入札参加資格を取得している者からの見積書の添付が困難な場合は、見積書に併せて、当該項目を適切に実施できる事業者であることが分かる書類(※)を添付すること。

※ 会社案内、カタログ、パンフレット、取扱商品見本等で営業内容が分かる書類

2 上記1の契約手続については、その財源に公金が充てられていることに鑑み、地方公共団体の契約手続に準ずることとし、一般競争入札等の競争性のある契約方法をとること。

なお、随意契約による場合は、理由書(任意様式)を作成するとともに、二者以上の見積合わせを行うこと。(見積合わせの実施が困難な場合は、理由書(任意様式)を作成すること。)

(注)本補足は、大分県エネルギー産業企業会エコエネルギーチャレンジ支援事業費補助金の交付申請にあたり適用するもので、大分県エネルギー産業企業会エコエネルギーチャレンジ支援事業実施要領に基づく認定申請(公募の際の応募)については、適用しない。